

2025 年 7 月 9 日

	No.	質問	回答
申請について	1	主幹機関を複数設けることは可能か。	1 つの拠点都市からは 1 つの主幹機関の申請が原則です。1 つの拠点都市から複数の主幹機関の申請を希望する場合は、応募前に JST へ必ずご連絡ください。
	2	共同機関は主幹機関と同じスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属している必要があるのか。	2 つ以上の拠点都市にまたがって合同で 1 プラットフォームとして申請する場合を除き、主幹機関と共同機関は同じスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属している必要があります。
	3	2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請することは可能か。	可能ですが、応募前に JST へ必ずご相談ください。ただし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合も申請額の上限は 12,000 万円程度（直接経費）/年です。
	4	2 つの拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合、主幹機関および共同機関は、どちらかの拠点都市に参加していればよいのか。それとも両方の拠点都市に参加する必要があるのか。	2 つのスタートアップ・エコシステム拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合は、主幹機関はどちらかのスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属していれば問題ありません。また、共同機関はどちらかのスタートアップ・エコシステム拠点都市にすでに参画、共同機関として本公募プログラムに採択された当該年度末までに参画する見込みや、参画に対して合意が得られていれば問題ありません。
	5	海外の大学も申請は可能か。	海外の大学は申請できません。

6	海外の大学を協力機関と位置づけることは可能か。	海外の大学を協力機関として位置づけることは可能です。
7	公益財団法人は申請可能か。	一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請は可能です。
8	地方独立行政法人は申請可能か。	地方独立行政法人のうち公立大学は主幹機関として申請可能です。他の地方独立行政法人は主幹機関としての申請はできません。共同機関としての申請は可能です。
9	大学の場合、1つの拠点都市で共同機関として参加し、別の拠点都市で協力機関として参画することは可能か。	可能です。
10	主幹機関、共同機関は共に、支援期間終了後の持続的にアントレプレナーシップ人材育成プログラムを実施することが必要か。	必要です。また、支援期間終了後、プラットフォーム内で持続的な支援をするために必要な資金の確保等の取組も必要です。
11	協力機関として参画する際、実施項目に条件はあるか。	協力機関については、実施すべき内容(1)～(3)の項目を必須としていません。
12	採択後に共同機関や協力機関が新たに参加することは可能か。	可能です。参画にあたっては JST の承認が必要となります。
13	幹事自治体について、拠点都市に参画していなくてもプラットフォームへの参加が可能か。	幹事自治体は拠点都市の中核となる自治体として、スタートアップ・エコシステム拠点都市にすでに参画、または幹事自治体として本公募プログラムに採択された当該年度末までに参画する見込みや、参画に対して合意が得られている必要があります。
14	スタートアップ・エコシステム拠点都市以外の研究者は、対象外となるのか。	本公募は研究者による応募ではなく、プラットフォームとしての応募です。
15	申請書は直接持参して提出することは可能か。	e-Rad のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。

	16	申請書の受領書はもらえるのか。	申請書の受領書は発行しません。申請書は e-Rad にて申請いただいた際に、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば JST に申請書を提出できたことが確認できます。
	17	申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいのか。	直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いします。
本支援による活動等について	18	共同機関のうち、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等は「アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等」の実施が必須とのことだが、共同機関自身がなんらかの講座を開設することが必須ではないという理解でよいのか。	共同機関自身がアントレプレナーシップ人材育成プログラムの講座を開設することは必須ではありません。
	19	起業環境の整備について、学生の起業支援等にも活用することは可能か。	起業環境の整備について、教職員のみではなく学生の起業支援等にも活用いただくことは可能です。
	20	予算について、共同機関に対しての割り振りの割合の制限はあるか。	共同機関に対しての割り振りの割合の制限はありません。
	21	「2.1 本公募で実施する支援内容 2.1.1 支援内容」に記載の 3 項目のうち、共同機関が実施すべき項目は何か。	共同機関のうち、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等は、(1) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等については必ず実施してください。(2) 起業環境の整備の実施については必要に応じて実施してください。(3) 拠点都市のエコシステムの形成・発展に関しては、主幹機関や他の共同機関、幹事自治体および協力機関と連携しながら実施することとします。

	22	審査の観点で以下の記載があるが、こちらは共同機関だけではなく協力機関の学生や希望者も受講できるという解釈でよいのか。 <公募要領 p31> 「大学生等を対象とした支援」では、プラットフォームに参加していない大学等も含めて拠点都市の受講を希望する全ての者が、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを受講できる仕組みや体制作りが計画されているか。	協力機関やプラットフォームに参画していない大学等に所属する者も含みます。
	23	幹事自治体の役割としては、拠点都市のビジョン実現に向け、今回応募するプログラムに応じた新規事業を立ち上げる必要があるというイメージか。既存の起業支援施策を活用することもあるかと思うが、いかがか。	幹事自治体は主幹機関、共同機関と連携して、本公募プログラムを推進する役割となりますが、既存の起業支援施策の活用も可能です。
	24	アントレプレナーシップの醸成が目的であれば、結果としてスタートアップが多く立ち上がることは歓迎するがそれ自体が目的ではないと理解してよいのか。	本公募プログラム全体としては、スタートアップが持続的に創出される体制を構築することを目的としています。その中で実施するアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等についても、アントレプレナーシップの醸成を含めた幅広い教育ステージを対象としています。また、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施によってスタートアップ創出につながることも1つの目的となります。
経費全般	25	本公募プログラムの遂行に係る経費について、採択されたプラットフォームに参画している機関以外の執行は可能か。	プラットフォームに参画している機関以外の執行はできません。プラットフォームに参画し、JST と契約を締結している主幹機関・共同機関のみ執行は可能です。なお、外注費に関しては No.28 をご参照ください。

26	「協力機関と JST は直接の契約による資金提供は行いません」とあるが、主幹機関又は共同機関からの外注費を、海外の大学も含め、協力機関に支払うことは可能か。	協力機関（海外の大学も含む）であるかどうかに関わらず、外注費として認められる範囲であれば、主幹機関又は共同機関から支払うことが可能です。なお、外注費として認められるのは「研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約」に係る費用のみです。
27	経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。	本公募プログラムを遂行する場合には、国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意して下さい。 ・経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、本公募プログラムとその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なります。
28	費目間の流用はできるか。	本制度の目的に合致することを前提に、費目間流用については、JST の承認を経ずに、プログラム推進費内での費目間流用は直接経費総額の 50%以内とします。
29	間接経費は措置されるか。	原則として直接経費の 30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。
30	間接経費とはどのようなものが該当するか。	間接経費は「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な使途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

		https://www.jst.go.jp/contract/index2.html
	31	自機関の施設等の使用料は直接経費として支出できるか 本公募プログラムに直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。ただし、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。
	32	本公募プログラムとして出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。 進捗の評価や研修出席等、本公募プログラムの活動と直接関係があるものには支出できます。
企業等の 経費執行・管理	33	企業等が経費を使用するにあたって、注意すべき点はあるか。 企業等が経費を使用するにあたっては、締結する委託研究契約書及び事務処理説明書、実施機関が定める規定に従う必要があります。また、経費は税金を原資とする公的資金であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。また、経費の使用に際しては、以下の事項に留意してください。 ・公的資金の経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、当該事業とその他の事業との区分管理など、通常の民間企業における商取引や商慣習とは異なります。 ・業務日誌等の帳票類の整備、取得財産の管理方法など通常の経理処理とは違っ

			た業務管理、経理処理等が必要になります。活動経費の精算等の当日になって資料がないということにならないよう、十分注意してください。
	34	企業等について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上のものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、研究終了後は有償賃貸借や買い受けが必要とのことだが、研究終了に際し、JST へ返却し買い受けないことは可能か。	研究期間終了後、取得物品および提供物品のうち J S T 帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。